

第五次島本町総合計画・基本計画(案)に関するパブリックコメントの結果 (案)

募集期間	令和2年1月9日(木)～2月7日(金)
資料の閲覧方法	役場など6か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意見提出件数	102件(21人)

※ご意見について、原則として原文どおり掲載していますが、分野別に並び替えを行っています。

【第1章】思いやりとふれあいのまちづくり

【1-1】人権・平和・男女共同参画 (基本計画面3～4ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
1	④	現状と課題	人権課題について、「同和問題をはじめ」という表現は人権問題の中で同和問題を最優先課題とする、という印象を受ける。同和問題だけでなくあらゆる差別問題がいまだに存在するので、「差別問題」とすることであらゆる差別に対する課題が網羅できる。	昭和60年3月に、「島本町人権に関する基本条例」を制定し、人権意識の高揚、啓発、人権侵害の防止、差別の招来又は助長する行為の防止などがうたわれ、その後の人権行政を推進する上での基本指針となっております。本町におきましては、この間、同和問題を人権問題の最重点課題として、あらゆる人権問題の解決に向けて、取り組んでいるところです。
2	④	現状と課題	《平和施策》として 1987年、島本町議会で「核兵器廃絶平和都市宣言」をし、2011年8月1日付で、「平和首長会議」の加盟都市として認定され、国内や世界の都市と連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指し取り組んできたことを明記すること。	これまでの歴史的背景のもと、今後も核兵器廃絶と世界恒久平和の実現をめざし、取り組んでまいります。ご意見を参考として、表現を追加します。
3	⑩	現状と課題	児童や高齢者・障害者を取り巻く課題、という記述がありますが、昨今の児童虐待の事例を考えると、児童虐待については具体的に記述しておくことが望ましいのではないかと。 また、平成28年6月児童福祉法改正により、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わったこと、子どもが権利の主体であることを明記していただきたい。 防災などにおける女性の参画促進にも目を向けていくことが課題、とあるが、防災のなかでも特に避難所運営において男女共同参画、女性相談事業が必要である。できればどこかに明記していただきたい。 性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重することは重要であるが、人権を尊重するという表現がふさわしい。	児童虐待については5-1において記載しており、1-1では高齢者や障害者などを含めた総括的記載としています。権利の主体としての子どもの位置づけについては、「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえ、5-1の「めざすまちの姿」に表現を追加します。 防災時における女性の役割は重要です。避難所運営での男女のニーズの違いなどにより、相談内容も異なることが予想されるため、女性の視点も必要であり、男女を問わず、相談体制の充実は重要であると認識しています。3-1-②に、高齢者・障害者・女性・外国人などに配慮した避難所運営についての表現を追加します。
4	⑩	1-1-①	人権・平和施策の推進 「LGBT などの性的マイノリティの人権擁護や、多様な性の在り方に関する啓発を行います」という記述につき、以下、思うところを述べます。 LGBT という文言は使用せず、単に性的マイノリティとするのが適切と考えます。大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の促進に関する条例(令和元年10月30日大阪府条例18号)にはLGBTという表現は使われていません。 LGB の方は性的指向、T は性自認によるものであり、それぞれ	性的マイノリティの例示表現として「LGBT など」の記載をしていたのですが、ご意見を踏まえ、表現を整理します。

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			<p>当事者が抱える困難、社会的な障害は決して同じではありません。啓発・研修・講演、あるいは政治の領域で「LGBT」「多様な性」という表現が安易に使われ、定着し、あたかも同じ問題を抱えているような誤解が生まれていると思われます。</p> <p>LGBの性自認はいうまでもなく男・女にありますが、Tの性自認もまた男女の二元性のなかにあると思われます。だからこそ、性同一障害、すなわちGID(Gender Identity Disorder)トランスジェンダーです。GIDトランスジェンダーの方の性自認は、男性もしくは女性、そのどちらかにあるのであり、生まれたときの身体的特徴によって定められた性別が自らの性自認と異なるという、ある種の身体的障害を抱えておられるのではないのでしょうか。「多様な性」に関する理解を進めようとするのが、男でも女でもない、あるいは男でも女でもある、という歪んだ認識を生み、性別欄に「その他」を設けたり、LGBTトイレやLGBT温泉というまったくもって奇妙なものを氾濫させたり、男女片身のピクトグラムが生み出されたり、当事者をたいそう苦しめています。さらに、女装を趣味とする男性、男装を趣味とする女性と同一視し、「自由な生き方」「個性」と混同し、問題の本質がなかなか理解されない状況を生み出しています。</p> <p>思うに、主にこれらは特定の団体によるLGBT啓発ビジネスの弊害であり、企業のダイバーシティ啓発や自治体主催の講演会がこれに多額の報償費を支払っているのです。重要なのは徹底的な人権教育と人権尊重です。島本町が「人権」問題として職員研修、教職員研修を段階的に、丁寧に行っていることは、稀にみるよい取り組みといえると思います。</p> <p>よって、LGBTという文言は、この際、削除していただくようお願いいたします。削除しても支障はなく、削除する方が実態により近く、理解されやすいと思います。</p>	
5	⑩	1-1-②	<p>男女共同参画の推進</p> <p>性暴力について具体的に記述する方がよいと思います、性的虐待や性的暴行の多くが実は身近な異性との間で起こっていることを考えると、「性的同意」の大切さを繰り返し啓発することこそが重要です。記述を求めます。</p>	基本計画では、DVや性暴力、ハラスメントなどを包含する総括的な取組方向の表現として、「男女間のあらゆる暴力や人権侵害の防止に向け、啓発や教育、相談、DV 被害者への支援などの取組を進める」旨を記載しています。

【1-2】参画・協働・情報共有 (基本計画案5～6ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
6	⑩	めざす まちの 姿	参画・協働・情報共有は、「まちづくり」のみならず、福祉・教育などあらゆる分野での施策に必要ですから、表現に工夫がいます。	1-2-①において「子育て・教育・安全・福祉・環境など、まちづくりのさまざまな分野」と記載しているとおおり、「まちづくり」には、福祉・教育など各種分野を含んだ表現として記載しております。
7	⑩	現状と 課題	地方自治体の役割と責任がなぜ拡大しているのか、その理由について簡単な説明を加えていただきたい。	現状と課題に説明表現を追加します。
8 ～ 11	⑬⑭ ⑮⑯	1-2-① 1-2-③	<p>住民と行政、もしくは議会が対話するような施策がない。 追加すべき。</p> <p>※⑬～⑯の4名の方から同文の意見がありました。</p>	住民との対話に関する取組については、1-2-①「参画・協働のまちづくりの推進」や1-2-③「広報・広聴の充実」において、タウンミーティングやワークショップなども含め、参画・広聴・要望等への対応などの取組方向を記載しております。

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
12	⑩	関連計画	<p>関連する主な個別計画等</p> <p>●まちづくり基本条例・情報公開条例、がこれに値すると思いますので記載をお願いします。</p>	<p>「関連する主な個別計画等」の項目には、個別計画との整合・連携を図る観点から、町が策定している主な計画や計画に準ずる方針等を記載しており、条例名の記載は予定しておりません。</p>

【1-3】交流・多文化共生（基本計画案7～8ページ）

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
13	⑩	<p>現状と課題</p> <p>1-3-②</p>	<p>国際感覚豊かな人材の育成を図るため、国際理解や多文化共生、・・・とありますが、国際理解や多文化共生に加えて、宗教理解と人権尊重こそが欠かせない要素と考えます。記述が必須です。また、日本の宗教、伝統文化への理解なく、国際理解や多文化共生はあり得ないと考えます。日本の宗教、伝統文化への理解についても触れておく必要があります。8ページにも同様のことがいえませす。この点、再考をお願いします。</p> <p>外国人住民を対象とした日本語教室の開催、児童・生徒への日本語指導や相談支援はぜひ実現し、充実させていただきたい。通訳・翻訳など専門性を要するものについては、プロボノ制度の構築によりプロによるボランティア活動が求められていると思います。特に人権擁護などに係るものは、片言の外国語で行われることを避けなければなりません。課題として認識しておく必要があります。</p>	<p>さまざまな国の人々が互いの文化や価値観を認め合うという表現の中には、ご指摘の点も含めてのことと考えており、言語や文化などを学ぶことにより、さまざまな国や地域のことが理解できるような取組を進めてまいります。</p> <p>日本語教室、日本語指導などについては、学校や関係団体、ボランティアなどと連携して現在も取組を行っており、今後も支援に努めてまいります。</p>
14	④	1-3-②	<p>《多文化共生の地域づくり》</p> <p>ヘイトスピーチ規制条例を制定すること。</p>	<p>他の自治体における条例制定の動向を踏まえ、今後、調査・研究を行ってまいります。</p>

【第2章】自然と調和した快適なまちづくり

【2-1】環境保全（基本計画案9～11ページ）

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
15	⑩	<p>現状と課題</p> <p>2-1-②</p> <p>2-1-③</p>	<p>豊かな自然環境や生物多様性の保全、を主語に、「食糧生産」にもなり、とされていますが、国内の食糧生産の現状は、食糧自給率を思うと、危機的状況ではないでしょうか。表現を改めるとともに食料自給率に関する記述を加えてください。</p> <p>海洋や生態系への影響も懸念されており、とありますが、もはや懸念ではなく危機的状況、国際的なビックイシューとなっています、表現に工夫が必要です。また、使い捨てプラスチックの削減だけではなく、水質そのものの保全も重要な課題です。</p> <p>洗剤の使用</p> <p>これについては、10 ページも同様。食品ロス問題、プラスチックごみ問題と同様、合成洗剤の使用削減にも言及し、海、河川の水質保全、水環境の改善を目指したい。</p>	<p>現状と課題の記載については、自然環境が食料生産、緊急避難など、多様な機能をもつことを記載したものであり、原文どおりとします。</p> <p>プラスチックごみの海洋や生態系への影響については、「国際的な課題となっております」に表現を改めます。</p> <p>2-1-①では水辺環境の保全、2-1-②では家庭でできる負荷軽減取組の推奨・啓発、2-1-③ではさまざまな環境問題の解決に向けた環境保全意識の普及等について記載しており、これらの記載の中に合成洗剤の課題も包含しているものと考えます。</p>
16	⑦	2-1-①	<p>取り組みを推進するだけでなく、町として「森林や河川、農地など自然ゆたかな環境を保全します。」といった方向性を明記してほしいです。</p>	<p>2-1-①には、河川・地下水・森林・農地、生物多様性などを、事業者・所有者・ボランティアなどと連携しながら保全し、活用する取組を記載しており、これらの取組を推進することにより、自然環境の保全・活用という目標の達成に近づくものと考えております。</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
17	⑫	2-1-①	<p>10 ページ 施策の方向(2-1)、の自然環境の保全・活用の項目の記載内容であるが、「水無瀬川・淀川などの水辺環境を保全するとともに、地下水の水質や水量を維持し、将来にわたり安定して利用するための取組を推進します。」の表現は、現計画 46 ページの「町の誇るべき財産である地下水を守り続けるため、地下水位観測や地下水かん養のための森林保全など、地下水の水量を維持し、将来にわたり安定して利用するための施策を永続的に推進します。」との表現から大きく後退しているように思える。</p> <p>本計画案をみると、町の誇るべき財産という言葉は割愛されているし、文末の「推進します」という動詞のかかる、永続的という言葉が消失している。それは意図的なのか、無意識なのか。</p> <p>本計画では安定利用だけが取り組みにあげられているに過ぎない。こんなことは当たり前のことである。些細な言葉の問題と考えず、語句のひとつひとつにのせる重みを今一度検討しなおして欲しい。ずっと一読するときほど変わっていないようにも読めるが、明らかにそのトーンを下げている。現計画通りの表現に戻す必要がある。</p>	<p>他の項目表現とのバランスを考慮し、表現を改めていたものです。地下水の保全・活用をはじめ、町の環境保全の取組について後退させる意図はございません。</p> <p>ご意見を参考に、表現を追加します。</p>
18	④	2-1-②	<p>《環境負荷の軽減》 環境影響評価制度をつくること。</p>	<p>環境影響評価については、環境影響評価法や大阪府環境影響評価条例に基づき適切に行われているものと考えます。</p>
19	⑦	2-1-③	<p>環境学習については、町の子育て・教育の特色となるように積極的に取り組んでほしいです。なので、町と教育委員会とも双方が意識をもってもらえるよう具体的に「保育園・幼稚園、小中学校などと連携し、」を追記してほしいです。</p>	<p>学校園所における環境学習については、「島本町環境基本計画」に記載しており、現状でも、小学校での出前授業や、清掃工場の見学会を実施するなど、学校園所と連携した取組を行っています。</p> <p>幼児期からの連続した環境学習は大切であり、今後も、それぞれの発達段階に応じた取組を進めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、「保育所・幼稚園・小中学校などとの連携」に関する表現を追加します。</p>

【2-2】都市計画・住環境 (基本計画案12～13ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
20 ～ 23	⑬⑭ ⑮⑯	めざす まちの 姿	<p>島本町はもともとコンパクト。まずはしっかりした町の街並みのデザインが必要。そのためには高さ制限等の取り決めが必要</p> <p>JR 島本駅西地区は大勢の住民が町の方針に納得していない。住民意見の反映が必要。</p> <p>※⑬～⑯の4名の方から同文の意見がありました。</p>	<p>建築物の高さ制限の見直し検討については、2-2-①に取組方向を記載しており、令和2年度から着手する都市計画マスタープラン改訂及び景観計画策定の作業の中で検討を進めてまいります。</p> <p>より良いまちづくりを実施するために必要であると判断したご意見については、事業に反映していただけるよう、JR 島本駅西土地区画整理準備組合と協議を進めてまいります。</p>
24	②	現状と 課題 2-2-①	<p>■現状と課題</p> <p>●長期的な人口動向に対応した都市環境の整備や、多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりが必要です。JR島本駅西地区については、さまざまな検討や都市計画手続きを経て、市街化区域編入などの都市計画を決定・変更しており、今後、駅前という立地を生かして、都市計画審議会の付帯意見を尊重し、土地区</p>	<p>ご指摘いただいたご意見については、総合計画という性質上、詳細な内容の記載はいたしません。都市計画審議会の答申における付帯意見については、「JR 島本駅西地区まちづくり委員会」において検討を進めてまいります。</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			画整理事業による新たなまちづくりが進められる予定です。 と都市計画審議会の付帯意見のことを書き加えてください。 ■施策の方向(2-2) ●JR島本駅西地区においては、土地区画整理事業により、まちの玄関口に ふさわしい良好な市街地が形成されるよう、都市計画審議会の付帯意見を尊重し、まちづくりを推進します。 と同じく、書き加えてください。	す。
25	④	現状と課題 2-2-①	《現状と課題》《計画的な土地利用の推進》 「JR島本駅西地区においては、土地区画整理事業により、まちの玄関口に ふさわしい良好な市街地が形成されるよう、まちづくりを推進します。」は削除すること。JR島本駅西地区については、市街化区域編入の都市計画決定にあたっては、市街化調整区域のままで農地を保全してほしいという意見が多数あったにもかかわらず無視して市街化した。土地区画整理事業で最大50m高さの高層マンション建設が予定されているが、景観・自然環境・生活環境・保育環境の悪化、財政負担など多岐にわたる問題があり住民合意できていない。土地区画整理事業は見直し、景観・環境に配慮し、農地を活かした、公益的まちづくりを住民参加で検討すべきである。	JR 島本駅西地区に関連する都市計画は令和元年9月20日に決定しておりますことから、まちづくりを推進していく方向性に変更はありません。 なお、景観等に関する議論は「JR島本駅西地区まちづくり委員会」において検討を進めてまいります。
26	⑥	2-2-①	JR 島本駅西地区開発について『第五次島本町総合計画基本構想(案)』に関するパブリックコメント結果や、『第五次島本町総合計画策定のためのアンケート調査』の結果をきちんと踏まえて住民の声を反映した内容で決定して下さい。 高層マンション不要・水と緑の景観を残すことは住民の共通の願いです。	より良いまちづくりを実施するために必要であると判断したご意見については、事業に反映していただけるよう、JR 島本駅西土地区画整理準備組合と協議を進めてまいります。
27	⑨	2-2-①	JR 島本駅西地区の土地区画整理事業に関して その都市計画の決定や変更の際に、出された多くの住民意見が無視されています。また、都市計画マスタープランが事業の根拠とされてきましたが、都市マスにある文教施設が建つことも医療施設が建つことも未だに決まっています。この様な状況のまま、事業が進むことに反対です。	JR 島本駅西地区のまちづくりに関して、より良いまちづくりを実施するために必要であると判断したご意見については、当該準備組合へ要望書を提出し、協議を行っているところです。 また、当該地区のまちづくりについては、当該準備組合にて企業等の立地を検討されているところです。
28	⑦	2-2-① 2-2-③	先日の議会でも話題にあった、景観保全に向けて、高さ制限の取り組みについて明記して欲しいです。	建築物の高さ制限の見直し検討については、2-2-①に取組方向を記載しており、令和2年度から着手する都市計画マスタープラン改訂及び景観計画策定の作業の中で検討を進めてまいります。
29	④	2-2-②	《良好な住環境の形成》 建築物の高さ規制に関する制度を導入する、と明記すべき。昨年12月臨時議会に提案された住民の直接請求(有権者2598名)による「島本町建築物の高さ制限に関する条例制定」の町長意見書の中でも高さ規制については検討することを述べている。10年間の総合計画の中で早い時期に導入し、住環境を守る必要がある。	
30	⑩	2-2-②	町営住宅の管理につき、指定管理者制度の導入など、管理事務の効率化について検討が必要であることに異論はないものの、同時に、サービスの向上を目指すことこそが重要、明記しておく必要性を感じる。	指定管理者制度導入などの管理事務の効率化にあたっては、サービス向上にもつながるよう検討を進めてまいります。
31	⑩	2-2-③	景観行政団体への移行と景観計画・景観条例の策定に向けた取り組みは、すみやかに、なおかつ住民参画のプロセスを経て、丁寧に進めてください。	景観行政団体への移行と景観計画・景観条例の策定につきましては、令和2年度から具体的な取組を開始する予定であり、住民参画につきましても検討してまいり

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
				たいと考えております。
32	⑫	2-2-③	<p>都市計画・住環境について</p> <p>13 ページの景観形成・緑化の項について、「良好な景観誘導を図るとともに、景観行政団体への移行と景観計画・景観 条例の策定に向けた取組を進めます」とある。今回景観条例を巡って直接請求が行われた経緯を踏まえ、また同趣旨の目標は現計画から掲げておきながら実現していないという反省も踏まえ、施策の方向の部分に掲げるだけでなく、参考指標に具体的な目標として定め、本計画年度内での実現を宣言するべきである。</p> <p>現計画策定から、ほぼ 10 年。その気がなくせに「言うだけ(書くだけ)」かと、思われても仕方がない後手後手の状況でここまできたのは紛れもない事実だ。あれだけの住民の声と条例案を受けての議会での審議もあったことを考えれば、あらたな本計画ではより明確な形で目標化すべきだ。「書いただけ」で終わらせる、同じ過ちの繰り返しでは、住民は納得できないと思う。</p>	<p>景観行政団体への移行と景観計画・景観条例の策定につきましては、令和 2 年度から具体的な取組を開始する予定であり、具体的な内容等に関しては、個別計画にて検討してまいります。</p>

【2-3】都市基盤 (基本計画案 14～15 ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
33	⑫	めざすまちの姿	<p>都市基盤 めざすまちの姿について</p> <p>公園率の増加を目標にあげているが、駅西側の農地を宅地化して都市農地を葬り去ってしまう方向に進もうとしている視点が欠落している。公園を数パーセント上げても埋め合わせにはならない。都市緑地保存、生産緑地やファミリー農園を含めた、緑と農への配慮をさらに強調してほしい。</p>	<p>公園面積については、当該土地区画整理事業をはじめ、さまざまな開発行為等においても、定められた緑化率を基準に計画されています。具体的な公園の機能面や緑化などの景観に配慮した内容については、今後町が維持管理を行う視点も踏まえ、十分協議を重ねてまいりたいと考えております。</p> <p>また、2-2 では生産緑地地区の指定促進、6-1 ではファミリー農園など農とふれあう機会の提供など、都市農地の保全・活用等に係る取組方向を記載しております。</p>
34	⑩	2-3-③	<p>公園の整備・維持管理</p> <p>遊具の定期点検については、長寿命化のみならず、場合によっては積極的に撤去することも必要と思われます。</p>	<p>今後の公園のあり方については、開発事業などの新設をはじめ、さまざまな年齢層に応じた地域特性を生かした整備が必要です。今後、ご利用の少ない公園については、地域のご意見も踏まえたうえで、遊具の撤去等も視野に入れた維持管理を行ってまいりたいと考えております。</p>

【2-4】上下水道 (基本計画案 16～17 ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
35	⑥	めざすまちの姿	<p>上下水道</p> <p>■めざすまちの姿内で『安全でおいしい水道水』とありますが、90%の地下水について触れられていないことが気になります。島本町の水道水の特徴はこの地下水です。現在の 90%の地下水を守り(あるいは増やし)維持していくことを明記して下さい。</p>	<p>「めざすまちの姿」では総括的な記載とさせていただきますが、今後においても地下水 90%を堅持していく考えです。</p>
36	③	2-4-①	<p>安全でおいしい水の安定供給</p> <p>2行目 複数の水源確保 複数とは何を指すのか？</p>	<p>複数とは、自己水(地下水)と大阪広域水道企業団水(高度浄水処理水)のことです。</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
37	④	2-4-①	<p>《安全でおいしい水の安定供給》</p> <p>「地下水を水源とする水道水を供給するため、島本町の水道事業を将来的にも維持する」と明記すること。島本の住民にとって地下水を原水とするおいしい水道水をいつまでも飲み続けるためには、町直営の水道事業を維持していくこと。町水道事業廃止につながる大阪広域水道企業団への統合(水道広域化)には反対。民営化にも反対です。技術職員の増員を求める。災害時にも自己水源を持っていることは宝である。</p> <p>若狭湾の原発事故などで琵琶湖が汚染されるということがあれば、琵琶湖～淀川の原水を利用している企業団水は安全な飲み水となりえない。</p>	<p>自己水源の安定確保に努めるとともに、災害の状況によっては自己水源が大きな役割を果たすことは理解しており、自己水源については今後においても確保していきたいと考えています。ご意見を参考に、自己水源確保等についての表現を追加します。</p> <p>大阪広域水道企業団との統合については、水道事業の持続的経営、サービスの向上の視点から慎重に検討する必要があります。</p>
38	⑨	2-4-①	<p>・地下水に関して</p> <p>案では「安全でおいしい水道水を安定して供給するため、地下水位・水質などの継続監視を行い、複数水源の確保に努めます。」とあります。現在、無作為のアンケートも行われている様ですが、島本の水の未来をどうしていくのか、無作為のアンケートだけでなく、全町的にしっかり議論していくべきです。町民の納得のいく合意形成を今から図っていくべきです。</p>	<p>水道事業の現状から、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示し、その理想像を具現化するため、今後の取り組むべき事項、方策を定めるため、ビジョンを策定するものです。その基礎資料として役立てるため、住民のみなさまにアンケート調査を実施しております。</p> <p>また、パブリックコメントも予定しており、住民のみなさまのご意見を参考にさせていただきます。</p>
39	③	2-4-③	<p>上下水道事業の健全の経営</p> <p>この部分は全文を通して広域化、民営化の可能性を含むととられかねない。</p> <p>町民が望む地下水9割を守る町の姿勢を示してほしい。</p> <p>水道の老朽化に伴う施設整備、経営管理は今後色々と大変だとは思いますが、島本町の美味しい水は町長もキャッチフレーズに「水と緑の町」と言っておられるように島本町に無くてはならない最も重要なファクターの一つです。</p> <p>水が美味しいのでこの町に住んでいると言っても過言ではありません。</p> <p>水道料金が上がっても町直営の水道事業を維持し安全で美味しい水が飲み続けられることを切に望みます。水道の広域化・民営化には絶対に反対です。</p>	<p>2-4-③の「健全経営」については、安定した上水道・下水道事業運営を行うための取組方向を記載したものであり、民営化や広域化を指したものではありません。</p> <p>町では、今後においても地下水90%を堅持していく考えであり、広域化等については、水道事業の持続的経営、サービス向上の視点から慎重に検討する必要があります。</p>

【第3章】安全・安心なまちづくり

【3-1】防災・危機管理 (基本計画案18～20ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
40	⑩	-	<p>防災・危機管理</p> <p>二次的な関連死を招くことがないよう、人道的な避難所運営が求められます。スフィア基準について、その存在を示す記述をお願いしたい。</p>	<p>基本計画は各分野の施策の基本方向を示すものであり、総括的な表現とさせていただきます。詳細な記載については、個別計画等での記載を検討いたします。</p>
41	⑩	3-1-②	<p>防災力の強化</p> <p>地域ごとの対象災害に適合した避難所の拡充及び環境整備に努めます、という記述に加えて、運営についても触れておく必要があると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、避難所運営についての表現を追加します。</p>
42 ～ 45	⑬⑭ ⑮⑯	関連計画	<p>■関連する主な個別計画等</p> <p>例えば公共施設の耐震化目標は現行の計画スケジュールから相当遅れているものがあるはずだ。三小や庁舎など。その総</p>	<p>現行計画の総括については、別に基礎資料として各分野の実施状況、成果、積み残し課題等をまとめてお示しており、</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			括、反省などはどこに盛り込まれるのか。 ※⑩～⑱の4名の方から同文の意見がありました。	計画策定の検討・審議の参考としております。なお、現在、第三小学校A棟の建替事業を鋭意進めているほか、庁舎建替についても検討も継続し、できるだけ早く実施できるよう、取組を進めてまいります。

【3-2】消防・救急 (基本計画案21～22ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
46	⑩	3-2	消防団員につき、女性消防団員の活躍を期待します。引き続き、消防本部へのさらなる女性職員採用を課題とし、女性消防団員の育成に努めていただきたい。	消防団員については、条例の任用規定において、男女の区別なく、18歳以上で町内在住であれば入団できます。 また、消防職員についても、男女の区別なく、平等な受験機会が与えられています。引き続き、女性消防団員、職員の採用に努めてまいります。

【3-3】交通安全・防犯・消費者保護 (基本計画案23～24ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
47	⑩	現状と課題	悪質商法のなかにネット被害も記載していただきたい。	現在の表現にも包含しているものと考えますが、「インターネットの悪用」についての例示表現を追加します。

【第4章】支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

【4-1】健康・医療 (基本計画案25～26ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
48	⑦	-	路上喫煙がまだまだされています。また、保育施設にもなった公共施設のふれあいセンター周辺でも喫煙されていたり、灰皿があったりしています。路上喫煙やふれあいセンターでの喫煙がなくなるように働きかけることを盛り込んで欲しいです。	ふれあいセンターは複合施設であり、改正健康増進法上は第二種施設に該当するため、原則として屋内禁煙となります。今後とも法令に従って対応してまいります。 また、受動喫煙やたばこのマナー向上については、本町としても、今後、対策を強化する必要があるものと認識しており、改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙防止に向けた周知・啓発に取り組んでまいります。
49	⑭	現状と課題	生活習慣の例示に「喫煙」とあるが、「喫煙(加熱式タバコを含む)」としてはいかがか。加熱式タバコの普及が進んでいるが、使用者の中には加熱式タバコはタバコではない、または健康によい、などと誤解している者も少なくないようだ。周囲に受動喫煙が生じない、との勘違いもある。「個人の健康意識の高まり」によってこのような傾向が見られるのかも知れないが、間違った認識なので喫煙に含まれることをここで明記すると思う。総務債権課の職員に現場に来てもらったが、実際、役場の駐車場でも加熱式タバコのアイコスを堂々と喫煙する者がいた(健康増進法25条の5違反)。 関連する主なSDGsに「3 すべての人に健康と福祉を」が挙げられていて、この目標3.aは「すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)の実施を適宜強化する」というものである。この条約について2018年の第8回締約国会議	いわゆる加熱式たばこの使用も「喫煙」にあたるため、役場庁舎敷地内においては町庁舎管理規則で禁止しています。 加熱式たばこは、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものとされていることから、計画に記載の表記としては、「喫煙」といたします。しかし、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難であるものの、加熱式たばこの主流煙には健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかになっており、本

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			(COP8)では加熱式タバコを紙巻タバコと同様に規制対象とすると決議された。このような国際的動向にも留意されたい。	町で実施している喫煙者への禁煙指導等においては、加熱式たばこも含めて対応しています。

【4-3】高齢者福祉 (基本計画案29～30ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
50	④	参考指標	高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けている人の割合(総合事業対象者を含む)を減少させるのは反対。介護が必要な方が介護保険サービスの利用制限につながり、地域で安心して過ごすことが保障できなくなる。	要支援・要介護認定者の減少については、認定者を減らすことが目的ではなく、介護予防の取組や健康寿命の延伸の結果として、減少につながることを見込んでいるものです。そのため、介護サービスが必要な方の利用を制限するものではありません。

【4-4】障害者福祉 (基本計画案31～32ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
51	⑪	参考指標	4-4 障害者福祉 参考指標のところで「児童発達支援事業の利用児童数」で、めざす方向性が増加になっている。一方、4-3 の「要支援・要介護認定を受けている人のわりあい」参考指標では減少になっている。 支援を必要とする人の増減の受け止め方が真逆なのはおかしいのでは？	児童発達支援事業は、平成24年度から開始された比較的新しいサービスで、就学前の障害児の療育の場として近年利用が増加しており、ニーズへの対応、児童の療育支援体制の充実の観点から、増加目標としているものです。 要支援・要介護認定者の減少については、認定者を減らすことが目的ではなく、介護予防の取組や健康寿命の延伸の結果として、減少につながることを見込んでいるものです。

【4-5】生涯学習・スポーツ (基本計画案33～34ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
52	④	4-5-②	《読書活動・図書館サービスの推進》 「限られた図書資源を有効に活用するために」は削除すること。 図書資料予算削減を招く表現である。図書館などの読書環境の充実を図るために図書資料の充実、職員体制の充実(正規職員の増員)を明記すること。	ご指摘の表現は図書資料の予算削減を意図したものではありません。町立図書館及び学校図書館の資料は毎年購入して充実に努めておりますが、他の事業と同様に予算には限りがあります。また、既に絶版となっている資料も含め、貴重な知的資源として捉え、各機関のネットワークにより資料を有効活用し、子どもの読書活動や生涯学習を推進していく趣旨で記載しているものです。 専門職員の確保については、他分野の職種を含め、7-1-⑤において総括的に記載しております。

【第5章】子どもたちを健やかに育むまちづくり

【5-1】子ども・子育て支援 (基本計画案35～37ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
53	④	5-1-④	<p>《保育・幼児教育・学童保育の推進》</p> <p>町立第4保育所の定員は150名とし、町有地である4保跡地に建て替え、地域の子育て支援拠点施設とすること。町立保育所の正規職員の保育士を増員すること。</p>	<p>平成30年11月に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、主要課題の一つである第四保育所の耐震対応を早期に実現させ、在籍児童の皆様には、新築する施設に移動いただくことを目標としております。また、ふれあいセンターについても、一般利用の皆様にご多大なご理解・ご協力を賜り、保育所として活用しておりますことから、可能な限り迅速に従来どおりの使用ができるように進めていくため、第四保育所については、役場前駐車場に移転し、その定員を90名とする予定です。</p> <p>また、保育士をはじめとする子育て支援を担う人材の確保については、5-1-④に記載しております。</p>
54	⑥	5-1-④	<p>保育・幼児教育・学童保育の推進</p> <p>『質の高いサービス』とありますが、具体的に書かれていません。現在のふれあいセンターや小規模保育所のような園庭もない保育環境を高品質に分類されては困ります。『今後も島本町独自の保育士配置基準を守る』などの具体的な文言を求めます。</p>	<p>各施設の特徴を生かした保育を実施し、公立・民間の各施設において情報の共有を行い、多様なニーズに対応できるよう努めるとともに、保育者である保育士については、継続的な研修を実施し、保育に関する知識や技能の習得を図ることより、質の高いサービスの提供に努めます。</p>
55	⑦	5-1-④	<p>障害種別にかかわらず、保育が受けられるよう、保育園、認定こども園などへ働きかけることを盛り込んで欲しいです。</p> <p>民間の施設が増えている現状、公立・私立・民間の保育園幼稚園認定こども園などの連携の強化を図って欲しいです。</p>	<p>5-1-④に記載のとおり、民間保育園・認定こども園等とも連携し、支援保育、病児・病後児保育など、さまざまなニーズに対応した多様な保育サービスを提供してまいります。</p> <p>なお、現在改訂中の個別計画(第二期子ども・子育て支援事業計画)においても、保育所・幼稚園・認定こども園での支援保育・支援教育の体制強化を明記しております。また、今後整備する民間認定こども園については、支援教育・保育を実施することを事業者募集の要件の一つとすることを予定しております。</p>
56	⑨	5-1-④	<p>学童保育室の人材確保に関して</p> <p>案では学童保育室は待機児童数ゼロとなっていますが、それはどのような状況でも受けて入れているからゼロなのであって、保育士と同様、学童保育室も指導員が足りている訳ではありません。過密保育解消のため、保育士同様、学童保育室の指導員確保への取り組みも明示して頂ければと思います。</p>	<p>学童保育室の児童については、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令に基づき、配置する学童保育室指導員に対応した人数を受け入れております。</p> <p>一方、指導員の確保についても課題として認識しており、5-1-④において、保育士や学童保育指導員等を含めた総括的な記載として、「子育て支援を担う人材確保」について記載しており、必要な人員を確保できるよう、取組を進めてまいります。</p>

【5-2】学校教育 (基本計画案38~40ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
57	④	現状と課題	小学校で40名を超える学級が存在する。支援学級在籍児童が原学級で統合教育を受けることは共に育つ教育の実践として素晴らしいが、少なくとも統合しても40名以下にできるよう、町独自の職員配置で学級定員を35名とすべき。	本町では、支援学級在籍児童を含めて6年生は40人以下となるよう、町独自の補助教員の配置を進めているところです。 少人数学級の実現に向け、今後も町村長会を通じて、国や府に要望してまいります。
58	⑦	5-2-①	小学校6学年にわたって、少人数学級編成となるように府への働きかけ及び町としても取り組みをしてもらいたいです。	
59	④	参考指標	学力調査や実用英語検定を指標とするのではなく、学級定員を40名から35名とする指標を掲げること。結果的に学力・生きる力とも豊かに向上する。	

【第6章】魅力と活力・にぎわいのあるまちづくり

【6-1】産業・労働 (基本計画案41~42ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
60	①	6-1-②	<p>第5次総合計画に、都市農業振興基本計画についての記述が全くありません。</p> <p>2015年の都市農業振興基本法は、「都市農業」という言葉を普遍化させました。</p> <p>都市農業の多面的機能、新たな担い手の登場を明文化して、従来の農業観を一変させました。都市の在り方の転換でもあり、時代を画する法律と言えます。</p> <p>その都市農業振興基本法において「地方公共団体は、(国の)基本計画を基本として、地方計画を定めるよう努めなければならない」と明記されています。</p> <p>また、2016年の都市農業振興基本計画において、(国は)「地方計画が可能な限り早期に作成され、…施策が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、必要な情報の提供等適切な支援を行う」とされています。</p> <p>私は、形式だけの地方計画を作っても意味がないと思いますが、総合計画に全く記述がないのにも驚きです。</p> <p>2015年、2016年から数年が経過しています。本来なら既に地方計画が作られている時期だと思います。</p> <p>島本町は地方計画を作らないということでしょうか。作る必要がないということでしょうか。都市農業振興基本法とその地方計画策定について、町の考えをお聞かせください。</p>	<p>6-1-②に記載のとおり、町では今後も、多様な担い手による営農環境の整備、生産緑地地区の指定、農とふれあう機会の提供、農業用施設の維持管理など、都市農業の振興を図ってまいります。</p> <p>地方計画の策定については現在未定であり、今後、他市町村の策定状況等を踏まえ検討してまいります。</p>
61	④	6-1-②	<p>《都市農業・林業の振興》</p> <p>ファミリー農園のみならず、「市民体験農園・農福連携農園」を加えること。</p>	<p>現在町としてあつせんを行っている制度を例示したものであり、他の手法についても、現在の表現(ファミリー農園など)に包含しております。</p>

【6-2】歴史・文化 (基本計画案43~44ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
62	⑧	現状と課題	<p>・一般論的な内容で、島本町としての特性や課題が伝わってきません。資料館の耐震化が加わった以外は、第4次総合計画の文言とほぼ同じで、むしろ薄くなっています。</p> <p>・島本で生まれ育った自分の子供を含め、現在住民の方の多くが郷土の歴史をあまりご存知ではありません。総合計画には年表を添付するだけでなく、歴史遺産や文化的特性そして多くの文化財が流出した近現代を「具体的な文章で」記す必要があると考えます。</p>	<p>基本計画は、施策の基本方向を示しているものであり、総括的な記載とさせていただきます。歴史・文化については、本町の古くからの歴史や文化に根付くものであり、第四次総合計画の記載内容と大きく変わるものではないと考えています。</p> <p>計画冊子への写真掲載等は検討中で</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			<p>「総合計画基本構想(案)」に対する意見募集でも同様の指摘をしましたが、町の回答は「より具体的な歴史・文化施策の現状と課題、取組方向などについては基本計画において記載してまいります」との答えでした。が、そうなっているとは感じられません。</p> <p>現在町は大規模開発を控えています。景観が失われると伝承や人々の記憶の継承も途絶えます。それだけの危機感をもって計画策定に臨んでください。</p> <p>・第4次の時の冊子には文化財の写真が数点掲載されていますが、いずれもキャプションがありませんでした。他の項目に関しても同様でした。内容の理解のためにも、キャプションをつけていただくことを希望します。</p>	<p>すが、キャプションについてのご意見は、冊子の編集にあたり参考とさせていただきます。</p>
63	⑩	6-2	<p>まず、記述量の少なさに驚き、がっかりしています。住民がまちの歴史や文化に愛着や誇りをもち、その価値を理解することが必要と痛感します。価値の理解に関する文言を加えてください。</p> <p>「埋蔵文化財」「町・府・国の指定文化財」の保存活用と、具体的に書き、「史料」の保存、保管、活用についても触れていただきたいです。</p> <p>町にあるふたつの国宝についても具体的に触れ、複製の展示、活用についても書いておくのが望ましい。</p>	<p>施策の方向において記載している各種取組(情報発信、展示の充実、調査研究、文化財の保存・活用・保護、郷土の歴史等の紹介、ふるさと教育など)の実施が、歴史や文化の価値の理解につながっていくものであると考えております。</p> <p>また、「文化財」(有形文化財)は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書等で歴史上又は芸術上価値の高いもの、並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料を指す表現であり、「史料」等についても、文化財の表現に含まれるものと考えます。</p> <p>なお、巻末資料において、まちの歩みを振り返る歴史年表とともに、国・府・町指定の文化財一覧を掲載する予定です。</p>
64	⑧	6-2-① 6-2-③	<p>・(1)歴史文化資料館の活用 資料館本来の機能の充実に希望します。</p> <p>歴史文化と直接関係の無い「交流の場としての有効活用」は入場者数の向上には貢献しますが、展示見学や資料閲覧には妨げになる場合もあります。また建物の活用だけではなく収蔵物の活用(たとえば古写真など)も公開するなどして積極的に行ってほしいものです。世代を超えた語り合う場作りにも有効であり記憶の継承につながります。</p> <p>・(3)歴史文化遺産を活用した地域づくり 島本町の場合、歴史遺産・文化遺産の調査保護の必要性や重要性についての市民の理解が深まっていないと感じています。「紹介や案内につとめます」と同じ文言は第4次にもありましたが、小学校の地域学習教材や地域ボランティア団体との関係性を見ても、この10年それが実行されている実感がありません。具体的な行動目標の追加記載が必要であると考えます。</p>	<p>歴史文化資料館については、6-2-①記載の情報発信拠点・交流の場としての活用や展示だけでなく、6-2-②、6-2-③に記載の調査研究、文化財の保護・活用、郷土の歴史の紹介、ふるさと教育など、歴史文化行政における中心的な役割を果たす機関であると認識しております。今後も、学校や関係機関等と連携し、歴史文化遺産や各種資料を活用し、各種取組を行ってまいります。</p> <p>基本計画では、情報発信、展示、文化財の保護・活用、郷土の歴史の紹介、ふるさと教育等の基本方向を示しており、これらの各種取組の推進を通じて、歴史・文化の重要性や調査・保護の必要性等を啓発してまいりたいと考えております。</p>
65	④	6-2-②	<p>《文化財の保護と調査研究》 学芸員(正規職員)の増員を加えること。</p>	<p>専門職員の確保については、他分野の職種を含め、7-1-⑤において総括的に記載しております。</p>
66	⑩	6-2-②	<p>史料の保存、保管、活用についての記述が抜けています。</p>	<p>「文化財の保存・活用・保護」の記述に含まれているものと考えます。</p>
67	⑩	関連計画	<p>関連する主な個別計画等 ●文化財保護条例、がこれに値すると思っておりますので記載をお願いします。</p>	<p>「関連する主な個別計画等」の項目には、個別計画との整合・連携を図る観点か</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			いします。 文化施策に関する計画がないのはなぜなのでしょう。島本町の文化施策の遅れと意識の低さが批判されて久しいが、計画の不存在がその理由のひとつではないでしょうか	ら、町が策定している主な計画や計画に準ずる方針等を記載しており、条例名の記載は予定しておりません。 文化施策に関する計画へのご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

【6-3】観光・魅力発信 (基本計画案45～46ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
68	⑥	6-3	観光・魅力発信 島本町の魅力は前出の住民アンケート・パブリックコメント・ワークショップ結果に出ています。島本町の魅力は何かという間に93.5%の住民が『自然が豊か』の項目を選んでおり、次いで90%の『水がおいしい』です。その水はお金を払って称する『離宮の水』ではありません。町内外の人が魅力を感じるポイントを捉えそこなっているのではないですか。間違った情報を発信されるならこのような項目は不要です。	島本町は水とみどりの豊かさが魅力であり、離宮の水はそれらを象徴する地域資源であると考えております。これらの地域資源を活用しながら、魅力の創出や発信に取り組んでまいります。
69	⑧	6-3	【6-3 観光・魅力発信】について 島本町の場合、歴史的にも地理的にも魅力あふれる特性がありながら、それを特定しきれていないために十分に生かされていない、そのために特徴づけが弱く町外へアピールしない、と常々感じます。 今は「緑豊かで風光明媚な土地」「水を育む自然」が島本駅前に広がり、人々は容易に【水と緑の島本】をイメージできます。が、この風景が無くなったとき、果たして島本のブランドとして何が残るかとも不安です。住民の誇りにもつながる地域のシンボル形成が早急に必要です。「本物」がもためられる今の時代、歴史理解の裏付けがとても大切になってきます。 歴史認識に基づいたまちづくりと魅力発信、住民連携した観光資源の再認識をしっかりとやっていってください。 島本町は交通の利便性、歴史、物語、水と緑の資源、京大阪の境界という特殊性、観光スポットとして定着しているサントリーや大山崎町の存在、などなど、すでに持っている宝物が山ほどあります。これらを生かし育む腰を据えた取り組みを、民間や識者の力も入れながら、是非ともお願いいたします。 2021年の承久の乱800周年、また2022年大河ドラマなど、注目を浴びること必至なイベントを含む第5期は、大きなチャンスでもあります。	今後も、本町の自然や歴史文化、産業、イベント等を観光資源として活用し、関係自治体や関係団体等とも連携しながら、観光振興やまちの魅力発信等を推進してまいります。

【第7章】持続可能なまちづくり

【7-1】行財政運営 (基本計画案47～49ページ)

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
70	⑥	7-1	第7章 持続可能なまちづくり 人口目標や予測を入れずに、持続可能と言い切れないのではないですか。保育・学校・地域・防災他、町のキャパがあるはずで、持続可能な町の枠(人口)を明示して下さい。	今回の総合計画策定にあたり実施し、基本構想にも掲載した人口推計は、「目標」ではなく、高齢化の動向のほか、住宅開発による人口増加や年齢構成の変化など、現時点で想定される現実的な材料を整理して、中長期的なまちの人口規模を示した「推計」として記載しました。 これは、人口減少社会を迎え、従前の

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
				<p>ように、いかに増やすかの努力目標としての設定よりも、減少も含めた人口動向を踏まえた上で、より現実的な政策形成に繋げることが重要との考えに基づくものであり、近年、近隣自治体においても同様の事例が見られるところです。</p> <p>本町としては、今後も一定の人口規模を維持し、子どもや生産年齢人口の増加を図ることで、人口減少をより緩やかなものとし、進行する高齢化への対応も含め、持続可能な形で住民サービスを提供し続けることが、住民の暮らしや地域の活力を維持するために必要であると認識しており、そのために必要な対策を適切に講じてまいりたいと考えております。</p>
71	③	7-1-②	<p>多様な主体との連携</p> <p>2行目 市町村合併なども将来的な課題として捉え山田町長は高槻市との合併は反対という方向で町民に選ばれたはず。</p> <p>市町村合併などと言う言葉は町民の意見も聞かず安易に総合計画に明記すべきではない。必ず削除してください。</p>	<p>ご指摘の記載については、あくまでも将来的な課題として、国で現在検討している圏域単位の行政も含め、情報収集や情報提供等を行っていく趣旨で記載したものです。</p>
72	④	7-1-②	<p>《多様な主体との連携》</p> <p>「本町が抱える課題の解決や新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化をめざし、圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題として捉え、さまざまな行政分野において、近隣自治体との広域連携を推進します。」と書かれています。「合併を将来的な課題」として明記しているところは削除してほしい。市町村合併は島本町の存続に関わることであり住民意見を聞かないまま、行政が勝手に総合計画に盛り込むべきではない。審議会部会でも市町村合併について議論がなかった。大阪府(維新首長)の意向を付度しているのか、「小さな町の豊かな暮らし」を掲げる山田町長の方向性は変わったのか、と疑問をもつ。</p>	<p>市町村合併については、本町を含む全ての自治体にとり、将来にわたって行政水準を維持し、より効率的・効果的な行政運営体制を構築していくための手法の一つであると認識しておりますが、自治体としての存続に関わる重大な問題であることから、住民自らが選択・決定すべきものであると考えております。</p> <p>ご意見を参考として、表現を修正します。</p>
73	⑤	7-1-②	<p>《施策の方向 多様な主体との連携》の部分。</p> <p>「本町が抱える課題の解決や新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化をめざし、圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題として捉え、さまざまな行政分野において、近隣自治体との広域連携を推進します」と書かれています。</p> <p>第4次総合計画には「市町村合併問題については、今後の地方分権の進展や近隣自治体の動向を踏まえ、引き続き情報収集とその提供に努めます」としか書かれていません。</p> <p>島本町存続に関わる重大なことについて住民意見を聞かないまま、総合計画に書くべきではありません。審議会部会での議論もなく、突然、素案に盛り込まれました。合併を将来的な課題としているところを削除してください。</p>	
74	⑥	7-1-②	<p>多様な主体との連携</p> <p>『市町村合併なども将来的な課題と捉え』。審議会の傍聴していましたが審議内容に含まれていませんでした。町の将来を左右する重要な課題を総合計画に勝手に記載することに反対します。総合計画から『合併』の文字を削除して下さい。</p>	
75	⑦	7-1-②	<p>市町村合併を計画に明記することに反対です。議論を経ずに載せるべきではないと思います。</p>	

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
76	⑫	7-1-②	<p>最後に最も気にかかる点について述べる。</p> <p>48 ページの施策の方向(7-1) 多様な主体との連携の項目 この項目には「本町が抱える課題の解決や新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化をめざし、圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題として捉え、さまざまな行政分野において、近隣自治体との広域連携を推進します。」 としている。これについて、下線部については削除を要する。 行政の将来を描く総合計画に自身の消滅を想起する「合併」の文言は使用するべきではない。 自己消滅前提の未来予想図を「計画案」とする意図はどこにあるのか 加えて言えば、総合計画審議会でも丁寧な議論はされておらず、この1月の審議会で突然、素案に盛り込まれていたものと聞いている。 このような経緯があるにもかかわらず、将来、この一文を取り上げて「合併も、総計の審議会で一定民意を反映した形で承認された」「パブリックコメントも取っている」と、言い出されたらたまったものではない。 住民全体を巻き込んで慎重な議論を尽くして決すべき事項をさりと総計の一文に紛れ込ませる神経が分からない。この点については、断固削除を求めるものである。</p>	<p>前掲(意見 71 等への回答)の趣旨により、将来的な課題として記載していたものです。ご意見を参考として、表現を修正します。</p> <p>なお、ご指摘の記載内容については、昨年 10 月に審議会に基本計画案をお示した当初から記載しており、現在に至るまで修正等は加えておりません。</p>
77	⑬	7-1-②	<p>48 ページ、表中 2 番めの項目に記述されている市町村合併について。島本町が他の自治体と合併するというようなことは、前回の町長選の結果から、住民によって否定されたことは明らかである。一度このような民意が示された以上、少なくとも次の総合計画の期間にわたり、島本町にとって合併は検討すべき課題ではないことははっきりしている。</p> <p>にもかかわらずこのような記述が存在することは極めて由々しき自体である。行政は民意を反映しなくても良いと言っているのか？であれば、あまりにも傲岸不遜であると言わざるを得ない。もしくは、民意がそうであれ、合併が住民のためであるとも言おうとするのか。これも不遜の類である。町の行く末はあくまで住民の意思によって決せられるべきである。行政は何様のつもりなのか。</p> <p>一体何を狙って誰がこのような民意を損なう記述を忍び込ませたのか？何かに対する忖度でもあるのか？経緯を明らかにし、その責任を問うべきである。いずれにせよ、住民主権の原理から考えて、このような記述はまったく容認できない。削除すべきである。</p>	<p>前掲(意見 71 等への回答)の趣旨により、将来的な課題として記載していたものです。ご意見を参考として、表現を修正します。</p>
78	⑮	7-1-②	<p>49 ページに「本町が抱える課題の解決や新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化をめざし、圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題として捉え、さまざまな行政分野において、近隣自治体との広域連携を推進します。というところに合併と書いてますが、このことについて総計で案が出され、さらにこのことについて議論されたのですか、もし、そうじゃなければ全くあり得ない話です。直ちに削除するよう求めます。削除しないというならどう風にも総計で議論され、ここにはっきりと合併ということを持ち出しているのか説明が必要です。山田町長はこの 1 年プレブレでまったく住民意見を無視した政策の方向をとっていますが、それでも選挙で合併反対をはっきり公約に挙げ当選したといってもいいと思います。それほど多くの住民が合併反対としているわけです。それをさりと合併を持ち出してどうつもりか本当に呆れるという</p>	

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			か、住民を馬鹿にしています。いい加減にしてほしいです。っていうか直ちに削除してください。ほんとこれまでも住民のニーズをまったく無視した町の政策にほんとうんざりですが、黙っているわけにはいきまん。島本町の町づくりというのは住民意見を全く無視した、行政に都合のいいまちづくりなんですね。	
79 ～ 82	⑬⑭ ⑮⑯	7-1-②	市町村合併は「施策」ではない。 反対。 文章から削除してほしい。 ※⑬～⑯の4名の方から同文の意見がありました。	前掲(意見 71 等への回答)の趣旨により、将来的な課題として記載していたものです。ご意見を参考として、表現を修正します。
83	⑳	7-1-②	46 ページ 2 項目目多様な主体との連携の中での表記について、「圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題として捉え」とあるが、一体だれがいつ合併という考えを持ち込んでいるのか？総合計画に広域連携と並べて表記することで意図的に合併論に水を向けているようにとらえられる。合併についての議論は、それこそ住民の総意をはかった上で議論されるべき重大事項であるのに、町の重要計画の筆頭計画の中にしれっと勝手に盛り込むような、住民をひっかけるような手口は卑怯です。維新からの圧力なのか、公明からの圧力なのか、わかりませんが、住民無視したやりかたは改め、この表記についても削除してください。改めて、住民投票など議論が終わったうえで記載すべきことで、そのまゝに、審議会などで勝手に話を進めるべき問題ではない。そこまですを委譲しているわけではない。	前掲(意見 71 等への回答)の趣旨により、将来的な課題として記載していたものです。ご意見を参考として、表現を修正します。 なお、当該記載に関して、政党や議員からの圧力等はございません。
84	㉑	7-1-②	48 ページ施策7-1「市町村合併なども将来的な課題として捉え」について 第4次総合計画と比較して、今計画では合併についてより踏み込んだ内容が明記されています。4次計画から5次計画の間に合併について議論あったとは思えません。どのような経緯があつてこのようなことがここに書くことになったのか。	前掲(意見 71 等への回答)の趣旨により、将来的な課題として記載していたものです。ご意見を参考として、表現を修正します。
85	㉒	7-1-④	《情報化の推進》 マイナンバーの活用については削除してほしい。プライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害することのみならず、情報漏洩・監視社会につながり、公益性は乏しい。	マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。同制度は、法令で定められた制度であり、個人情報保護のため、制度面とシステム面の両面からセキュリティ対策を講じております。

【全体・その他】

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
86	㉓	-	《全体として》 基本計画の構成として、基本構想に沿って決まっているとはいえ、第1章を「思いやりとふれあいのまちづくり」としていることは、町が人権や平和、住民参加を大切にする姿勢を一貫して持ち続けていることは大きく評価する。憲法の平和主義・基本的人権の尊重、個人の尊重、地方自治の本旨を具体化するもの、と認識する。	基本計画の各施策分野を示す各章のうち、1章「思いやりとふれあいのまちづくり」については、人権尊重、参画協働等のまちづくり全体に共通する内容について記載していることから、ご指摘のような趣旨も含め、冒頭に配置しているものです。
87	㉔	-	総合的すぎて島本町の特色をどこに活かしているのか分かりにくいのが残念です。どこにでもあるような計画ではなく、島本町の独自色をどこかに明確に打ち出して欲しいと思います。	総合計画は、全ての行政分野を網羅する最上位計画であるため、各分野の重要な基本方向については、包括的に一定網羅しておく必要があるものと考えます。

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
				<p>なお、今回の基本計画においては、1章で従前から本町が力を入れてきた人権分野と参画協働・多文化共生等を組み合わせ、まちづくり全体に共通する内容として冒頭に配置しているほか、安全(3章)、産業・歴史・魅力発信(6章)の分野をそれぞれ独立章とし、5章は子ども・若者に特化、2章では水に関する取組など、4章ではさらなる高齢化を見据えた生涯元気に暮らす取組を示すなど、本町の特性や今後の課題、取組方向等を踏まえた構成としております。今後、個別施策を推進する上でも、町の特性や魅力等を生かした取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
88	⑪	-	<p>関連する個々の計画の実効期間、担当部署、必要な予算、実績などをわかりやすく提示して、継続審査の委員会を開いて振り返りして欲しい。作りっぱなしの計画では税金の無駄使い。</p>	<p>総合計画については、関連計画との整合を図りながら、適切に進捗管理を行ってまいります。また、巻末資料において関連計画の一覧を掲載予定です。</p>
89	⑪	-	<p>文章ばかりでつかれる。図や表が欲しい。 表といっても文章の間に線を引いているだけで、分類になっていない。工夫してほしい。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
90	⑪	-	<p>委員の構成について。 計画を審議する委員会には、町税を納税している現役世代の声こそ必要。 多くの審議会を兼任する宛て職の年配の委員の声よりも、一般の現役の町民の声を拾って欲しい。 他都市のように週末に開催するなど工夫を。 促されても全く発言のない委員への報酬は必要ない。座ってるだけの委員への報酬は税金の無駄です。</p>	<p>総合計画審議会は、学識経験者・関係団体・公募住民から構成され、総合的なまちづくりについて審議するため、人権、福祉、教育、文化、商工、農林、コミュニティ、都市、環境、防災など、さまざまな分野における経験・知識を有する方々に参画を依頼し、30代から70代の幅広い年代の方々に参画いただいています。 今後も、さまざまな分野、年代、性別の方々による審議に努めてまいりたいと考えます。なお、週末開催については今後の参考とさせていただきます。</p>
91	⑫	-	<p>はじめに 本案の策定に至るまで、審議委員の方々が時間をかけ、話し合いを積み重ねてこられたものと思慮します。ただ、この町の未来の基本、基盤となる総合計画とするには、問題点もあり、さらなる議論が必要であると考え、以下の意見を寄せるところである。 全体について 全体の構成等について 総合計画の性質上やむを得ないところもあるが、多岐にわたる項目を盛り込み過ぎとの印象が強い。こちらの要望も取り入れて、あちらの声も反映させて、ついでに時代を反映させた持続可能な開発目標 SDGs(エスディーゼーズ)のアイコンもあしらってと…。これだけ詰め込んで、10年で何をどれだけ実行できるというのか。策定にいたるまでに多くの意見がでたのだろうし、それらを集約していった結果だとは思いますがもう少し現実味のある内容に絞ってほしい。 また、形式面でもそのまま表を用いた形になるのか気になった。</p>	<p>行政の各分野を総合する上位計画として策定する関係上、本計画には一定幅広く網羅的に記載する必要があると考えております。本計画が本町の行政運営における基本指針として十分に実効性を担保することができるよう、関連計画との連携や整合、適切な進捗管理等を行いながら、努力してまいります。 計画については、基本的に現在の構成内容をもとに計画冊子を作成してまいります。色使いやデザイン、写真や参考資料等の掲載も含め、見やすく、わかりやすい冊子となるよう努めてまいります。</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			全体に箇条書きの単調な文章の羅列になっているように感じる。第四次総合計画(以下、現計画という)の方が文章としてしっかりしている。「読み易いが、読み飽きる」ような作り方は惜しいと思う。	
92	⑫	-	<p>総合計画を振り返る章の創設</p> <p>本計画案を読んで気になったのが、新たな計画を立てる前に現計画では何が実行できずに終わろうとしているのか、実現できなかった原因が何であるか、それについての検証の章を設けるべきである。</p> <p>また、「振り返る」という意味では今回の第五次総合計画(以下、本計画という)策定後も、しっかりと、計画の実現過程を検証する作業を行うこと、具体的に、どの時点で、誰が主体となって、どのような視点で検証を行うかなどを示して欲しい。策定にあたっての行政の覚悟であると思う。</p> <p>総合計画は、策定時だけでなく、計画期間満了まで、繰り返し、なんども住民が関わっていける場面を設け、行政・住民共に我が事として、向き合える仕組みづくりを計画自体に設けるべきではないかと思う。</p>	<p>基本計画の策定にあたり、現行計画の総括資料として「第四次総合計画に係る施策の実施状況」を作成し、計画期間中における各項目の実施状況をはじめ、関連データ、主な社会動向、主な成果と課題をまとめてお示ししております。</p> <p>同資料は、計画策定に係る基礎資料として、アンケート・ワークショップ報告書や人口推計資料等とともに審議会委員に配布するほかホームページで公開し、計画の検討や審議に活用しております。</p> <p>なお、第五次総合計画を策定後は適切に進捗管理を行うとともに、基本計画については中間年に点検を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>
93	⑬	-	何度も書きますが、資料に機種依存文字を使わないでください。	ご意見については参考とさせていただきます、今後も、わかりやすい資料作りに努めてまいります。
94	①	-	<p>【初めに意見募集の仕方について】</p> <p>1. この基本計画は住民にとって大切なものだとお考えですか。形だけの住民参加ですか。</p> <p>これからの10年間を考えるとというのなら、最低、住民への説明会を持つべきではないですか。</p> <p>2. 資料は、ダウンロードや閲覧だけでなく、希望者にはペーパーを渡すようにすべきです。</p> <p>3. 意見書の書き方について、ホームページに以下の文章が載せられていました。「ご意見の記入にあたっては、どの部分についてのご意見か分かるように、該当箇所を明記してください。(ページ、行数、項目番号など)」</p> <p>これは住民に要求をすべきことではありません。審議会委員会で委員に要求するならまだしも、住民にこれを要求するのは、尊大な態度と言わざるを得ません。住民の意見から何をくみ取るか、どの項目への意見として受け取るのが良いのかは、意見を受け取る行政が考えるべきことです。</p>	<p>総合計画の策定にあたっては、アンケート、ワークショップ、審議会、パブリックコメント等の各種手続きを経て実施しており、策定過程も会議の公開や資料・要録等のホームページ公開を行っているところであり、説明会等の開催は予定しておりません。</p> <p>現在、計画案等につきましては、資料が相当量に及ぶことから、ホームページへの掲載や町内各所への配架での閲覧を基本としております。今後、希望者への配布につきましては、他市町村の事例等を研究してまいります。</p> <p>パブリックコメントでいただいた各種のご意見について、計画案の該当箇所と照合して検討し、提出者の指摘箇所と修正検討や回答を行う箇所に齟齬が出ないよう、また、審議会委員や住民の皆様に分かりやすくお示しするため、提出者に記載をお願いしているものであり、ご理解願います。</p>
95	①	-	<p>【基本計画への意見】</p> <p>大きく4点述べます。</p> <p>1 第1章～第6章までは表題を見ればおおむね中身が分かるというものです。住民が望むものを総花的に並べ、「努めます。推進します。」という言葉でくまられています。</p> <p>この計画は、要は、「多様な住民の要望を全部書いておいて、実際に何を行うかはその時の行政のフリーハンド」ということを表しているのでしょう。</p>	総合計画は、全ての行政分野を網羅する最上位計画であるため、各分野の基本方向について、包括的ではありませんが一定網羅しておく必要があるものと考えます。

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			<p>(「施策の方向」では、『誰がするのか』—行政がするのか、住民がするのか、民間がするのか—が明示されていず、責任が見えてきませんし。)</p> <p>このような「何を優先し、何を捨てるか」の記述のないものは計画とは言えません。</p> <p>なぜこんな空虚な計画が作られるのか。</p> <p>それは、そもそも計画の書き順が逆だからです。</p> <p>この基本計画は1～6までは耳障りの良い言葉が並べられていて、第7章で一転して、「厳しい財政状況」「拡大する行政課題」と、山積みの課題と行財政の苦しさが述べられています。</p> <p>考える順序が逆です。</p> <p>○まず、町の財政状況を述べて、それから1～6の生活課題を考える。</p> <p>○当然そこでは何を優先させるかが論議されることとなります。多様な住民の要望を、限られた予算・条件の中でふるいに掛け住民合意を作っていく。</p> <p>○また、行政で出来る範囲を明示することが大切です。そうすることで、行政が出来ないことは誰がするのか課題になります。民間がするのか、住民がするのか、それとも誰もしないのか。</p> <p>このように行政の財政的・人的力量から出発して考えていけば、おのずと現実的な計画が作られていきます。そして、住民に求める役割も見えてきます。</p> <p>また、P47で、「質の高い住民サービスが提供できるまちをめざします」と述べられていますが、住民をサービスを受ける受益者としてみる見方を転換すべきです。</p> <p>今は時代の曲がり角です。そしてこれから「できない」ことが増えてきます。</p> <p>総合計画を立てるといことは、「できないこと」の住民合意をどう作っていくかの1つのステップです。</p>	
96	①	-	<p>2 第7章の施策の方向に「圏域単位の行政や市町村合併なども将来的な課題として捉え、」と書かれています。これは削除すべきです。これは行政が言うべきことではありません。住民が決めることです。行政は今の体制の中で何が出来・出来ないかの情報を提供すべき立場にあります。</p>	<p>前掲(意見 71 等への回答)の趣旨により、将来的な課題として記載していたものです。ご意見を参考として、表現を修正します。</p>
97	①	-	<p>3 総合計画は10年間の計画ですが、「10年間何とかもてばよい」ということではなく、それは当然これからの社会のありようを見通した中での10年です。地球の温暖化・資源問題等地球規模の危機、日本社会の人口減少・少子高齢化—拡大路線からの転換点です。いま一番大切なことは、次の世代に「負の遺産」を残さないことです。総合計画の軸はこれです。以下、考えられる負の遺産をいくつか上げます。1. 上下水道の設置区域を拡大しないこと。</p> <p>水道管の寿命は40年と言われ、いま各地でその老朽化が問題になっています。(島本町でも古い水道管の交換計画が立てられています)</p> <p>大阪府の水道管の3割は耐用年数を超えており、老朽化率は全国ワースト1。</p> <p>そして、水道管を新しくするには、推計で1キロメートル当たり、約1億5000万円もの費用がかかります。</p> <p>すなわち、上下水道設備を拡大すればするだけ、今後そのメンテナンス費用が莫大になるということです。新しく上下水道を引か</p>	<p>給水区域内等においては、土地利用の変化等により、配水管等の施設整備は必要であると考えますが、下水道未普及区域については、今後とも計画的に整備を進めていく予定としております。</p>

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方												
			なければならぬ区域は居住区域にすべきではありません。													
98	①	-	<p>2. マンションを増やさないこと</p> <p>専門家・業界の間では「現実的にはマンションの建て替えは不可能(東京都心のほんの一部の例外を除いて)」というのが常識です。マンションの解体費用は莫大です。</p> <p>《滋賀県野洲市が昨年11月に空きマンション3階建て全9戸の解体を決定しました。費用は約1億円。「所有者に費用を請求するも回収は難しく、市が負担せざるを得ない見通し。》</p> <p>1戸立ちはブルトーザーで解体できます。しかしマンションはそうはいきません。解体費用は1区分当たり1千万?高層になればもっと掛かるでしょう。共同住宅ゆえ個人の自覚と責任感がない。だれも責任を取らず、結局自治体の大きなお荷物にならざるを得ない。</p> <p>これ以上マンションを増やして、次の世代に「負の遺産」を残してはいけません。詳しくは、別項目の「空き家問題」述べます。</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。												
99	①	-	<p>3. 地下に調整池を設置してはいけません。</p> <p>JR島本西地区の事業計画において雨水排水について、地下の調整池(プール)が計画されています。この調整池が土地区画整理組合や、開発後利用する企業によって将来的にも責任をもって管理されるのであれば異議は唱えませんが、</p> <p>(このプールの有用性はさておき)しかしこの施設が公共地(公園?)で公共施設となると容認できません。</p> <p>事業計画において、用排水路整備の費用は約10億円と試算されています。建造時の費用は組合負担となっていますが、その後のランニングコスト(修理代を含む)は町税でまかなわれます。</p> <p>何より一番の問題は、施設には耐用年数があるということです。排水管の耐用年数は40年、ポンプは?プールの耐用年数は60年ともいわれています。</p> <p>施設の老朽化のことを考えていますか。地下に設置されたプールの再構築の費用はいかほどになりますか。設置時の10億円より増大するでしょう。小さい町で対応できないことは明らかです。町の財政で賄えない巨大施設は設置すべきではありません。将来の世代への負の遺産となることは明らかです。</p> <p>調整池は設置するのであれば、地下でなく、メンテナンスの容易な地表に設置すべきです。</p>	当該調整池につきましては、開発区域全体の雨水を流入する施設であることから、本町において管理する必要があります。また、設置場所につきましては、土地の有効活用を図るため地下式で計画されています。老朽化に伴い修繕は必要となつてまいります。管理コスト等も十分検討し、適切に管理してまいりたいと考えています。												
100	①	-	<p>4 空き家問題について</p> <p>島本町は昨年度、空き家の実態調査をしたとあります。調査結果によると、空き家数は129件。(集合住宅除外)</p> <p>なぜ集合住宅を除外したのでしょうか。それは、近隣に倒壊等の危険を及ぼすのは1戸建ての住宅で、集合住宅の場合は、当面は危険を及ぼすことはない、との判断からでしょう。危険な1戸建てに対して、即、対策を立てることは必要です。</p> <p>しかし、総合計画は長期戦略です。今後問題になってくるのは、1戸建てよりむしろ集合住宅・マンションです。</p> <p>大阪府住宅・土地統計調査のデータを見ます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><島本町></th> <th>総住宅数</th> <th>空き家数</th> <th>空き家率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年</td> <td>12,970</td> <td>940</td> <td>7,2%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>13,490</td> <td>1,350</td> <td>10,0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>昨年の島本町調査の1戸建て空き家数は129戸ですから、(1戸建ての空き家数は5年前とそう変わらないと考えられる)</p> <p>集合住宅の空き家数は 平成25年:811戸 平成30年:1,221</p>	<島本町>	総住宅数	空き家数	空き家率	平成25年	12,970	940	7,2%	平成30年	13,490	1,350	10,0%	平成30年度に実施した空家等実態把握調査については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき実施しており、一部居住のある集合住宅等は法律上「空家等」とならないため、調査対象としておりません。 <p>なお、現在作成中である、空家等対策計画における「空家の利活用の促進」においては、集合住宅等の空室についても対象とする予定としておりますので、計画に基づき、各施策を推進してまいります。</p>
<島本町>	総住宅数	空き家数	空き家率													
平成25年	12,970	940	7,2%													
平成30年	13,490	1,350	10,0%													

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			<p>戸</p> <p>空き家判定の基準の違いはあるとしても、上記の数字から、重要な傾向が読み取れます。</p> <p>○集合住宅の空き家数は、1戸建ての空き家数の10倍近くある。</p> <p>○平成25年からの5年間で、空き家率が大きく上昇している。空き家率10%というのは10軒に1軒が空き家だということです。</p> <p>○もう一つデーターを。大阪の他地域と比較して、三島地域(吹田、高槻、茨木、摂津、島本)の25年～30年の5年間の空き家増加率はダントツ。</p> <p>三島地域の 住宅増加数:40,630戸(増加率:7,7%) 空き家増加数:16,100戸(増加率:26,1%)</p> <p>このデーターは何を表していますか。三島地域では大量の住宅が作られ、増えた住宅数の4割は空き家になっているということです。(新築の4割が空き家ということではない。中古の住宅を含め、数として4割)</p> <p>*平成30年以降もマンションの建設が相次いでいる。</p> <p>日本はすでに住宅過剰社会です。さらに人口減少社会。特に持ち家を持っている団塊の世代が退場する15年後に一気に問題が顕在化します。3戸に1戸が空き家の時代。ベッドタウンとして大きくなってきた島本町には団塊の世代が多いと思われます。これは“空き家の利活用”ですむ量ではありません。</p> <p>1戸建て住宅ならまだ取り壊しが出来ます。しかし、3で述べたようにマンションは取り壊せません。</p> <p>小さな自治体では解決出来ないから考えてもしようがないということでしょうか。</p> <p>*新潟県湯沢町、新幹線も停まる温泉とスキーの観光地でしたが、いまや林立したリゾートマンションのスラム化で有名です。ただ同然の値段でも売れない。取り壊せない。これからの人口減少時代は、マンションのスラム化は温泉街にとどまらない、自分たちの未来の街の姿であることを知らなければいけません。</p> <p>これからのまちづくりの一番の大きな問題は、マンションの空き家問題です。</p> <p>マンション建設に歯止めをかける住民合意を作っていくことが必要です。</p> <p>住民合意を作ることが容易でないことは分かります。</p> <p>しかし、まず行政自身がこの基本計画において何ら触れていない、では始まりません。</p> <p>住民に課題を提示し、分かりやすい情報を提供し、説明会等の場を重ねていくことから始めましょう。</p> <p>「まちづくり計画は住民の求める町を描き、それを実現していける施策を考えること」という考えがあるのかもしれませんが。</p> <p>それは、経済が拡大していく成長期の考え方です。</p> <p>この思考から脱却すべきです。いまは現実から出発すべきです。</p> <p>今後大幅に過剰となる住宅、膨張してきたインフラ。「インフラを大幅に縮小していかなければほとんどの自治体の財政は持たない。」とされています。</p> <p>まさに“不都合な真実”なのです。</p> <p>将来の人口予測から見て膨らみすぎたまちをどう身の丈に合っ</p>	

No.	提出者	項目	ご意見	町の考え方
			<p>たものにするのか。</p> <p>拡大の時代を生きてきた私たち(行政も住民も)にとって、この総合計画は縮小の時代への転換点の総合計画です。出来るだけ、痛みを伴う縮小を招かないために、「拡張しない」ということをいま選択すべきです。次の10年は非常に大切な10年です。</p>	
101	①	-	<p><補足></p> <p>最後に別の角度(SDGs)から補足します。</p> <p>1から4は都市部の縮小という角度で述べてきました。逆に言えば、これは「里地・里山、森林の保全」です。</p> <p>都市部はエネルギーを消費し CO2を排出する領域、一方里地・里山、森林はエネルギーの供給地(生産地)であり、CO2を吸収する領域です。その両者のバランスが大きく壊れていることが世界的な課題としてあります。島本町においてもしかり、都市部の縮小という方向への方向転換が求められています。</p> <p>「食料の地産地消」「エネルギーの地産地消」が基本的・普遍的テーマです。</p>	<p>基本計画においては、コンパクトシティをめざす立地適正化計画の策定のほか、再生可能エネルギーの活用、森林保全等の取組方向についても記載しております。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
102	①	-	<p>*私の意見は全体で1つの意見ですので分割しないでください。(分割されると別の意味になってしまいます。)</p>	<p>パブリックコメントでは、いただいたご意見を計画策定の参考とし、各項目の検討にあたり分かりやすく関連意見をお示しする観点から、計画の項目別等に分類して並び替えを行っております。ご了解ください。</p>